

## 4030 日スイス経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日スイス経済連携協定では、両国間の往復貿易額の99%以上（日本からの輸出額の99%以上、スイスからの輸入額の99%以上）についてこの協定の発効から10年以内に関税が撤廃されます。

### I. 農林水産品分野について

#### 1. 日本の主な譲許内容

品目	交渉の結果
インスタントコーヒー	即時関税撤廃
アロマオイル	
ペクチン（食品添加物）	
ボトルワイン（2ℓ以下）	9年間で関税撤廃
一部のスイス特産ナチュラルチーズ	関税割当を設定
無糖ココア調製品	
チョコレート菓子	

#### 2. スイスの主な譲許内容

品目	交渉の結果
清酒	即時関税撤廃
盆栽	
長いも	
メロン	
干し柿	
味噌	
生鮮ぶどう	関税割当を設定
桃	
ネクタリン	

### II. 鉱工業品分野について

#### 1. 日本の主な譲許内容

ほぼ全ての鉱工業品につき即時関税撤廃

#### 2. スイスの主な譲許内容

全ての鉱工業品につき即時関税撤廃